

あなたの健康を支える。

国民健康保険

国民健康保険に加入する方は？

すべての国民は何らかの健康保険に加入する義務があります。75歳未満で、職場の健康保険など（社会保険や国保

組合など）に加入していない方（自営業の方や無職の方など）は、国民健康保険（以下「国保」）に加入しなければなりません。

職場の健康保険などをやめた場合には、国保の加入手続きが必要で、手続きが遅れると、保険税をさかのぼって納めなければなりませんのでご注意ください。

＊保険税は届け出をした日からではなく資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。
＊保険税がない間の医療費は

手続きにはマイナンバーが必要です

平成28年1月から、国保の手続きに個人番号（マイナンバー）の記入が義務化されました。

マイナンバーカードか、個人番号通知カードと本人の顔写真付きの身分証明書が必要です。

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

保険税は納期内に納めましょう

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険税を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合などは、町民税務課で必ず納税相談を受けてください。

学 保険証の手続き

【親元を離れる学生に学保険証を交付します】

他の市区町村の高校や大学などに入学する場合は住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

特定健診を受けましょう

40歳から74歳までの被保険者の方々に対象に特定健診を毎年実施しています。集団検診か個別検診を選べますので健康管理のためにぜひ受診してください。

国民健康保険をやめるとき

・社会保険などに加入した場合は、必ず届出が必要です。届出がないと、社会保険に加入していても国保の保険税が発生します。
・資格を喪失した後で国保の保険証で診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。

国民健康保険に関する問い合わせ

町民税務課
医療給付係
☎46-1373
歌津総合支所
町民福祉課
☎36-3921



この場合は、申請により学保険証が交付されます。

◆手続きに必要なもの

- ・国保の保険証
- ・印鑑
- ・在学証明書
- ・マイナンバーと身分証明証

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

【学保険証の有効期限は3月末日です】
昨年10月以降に交付した学

保険証の有効期限は3月31日となっております。

4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。対象者には、3月中旬に通知します。

【卒業する場合には】

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得することになります。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪

失します。

また、卒業後南三陸町に転入し、引き続き国保に加入する場合は学保険証から一般の保険証に変わります。

いずれの場合でも、当町での異動手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

- ・国保学保険証
- ・印鑑
- ・社会保険等に加入した場合はその保険証
- ・マイナンバーと身分証明証

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。示談の前に必ず国保に連絡をして、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

◆必要なもの

- ・事故証明書
- ・保険証
- ・印鑑
- ・マイナンバーと身分証明証